

自治体からの助成を受ける場合のフロー

1 自治体から助成が行われない場合【パターン①】

- ①医療機関で予防接種を受け、医療機関窓口で領収書等を受領
- ②委託業者に領収書等の写しを添えて、WEB又は郵送にて請求
- ③後日、助成金を指定した金融機関口座で受領

2 自治体から助成が行われる場合

自治体からの助成あり

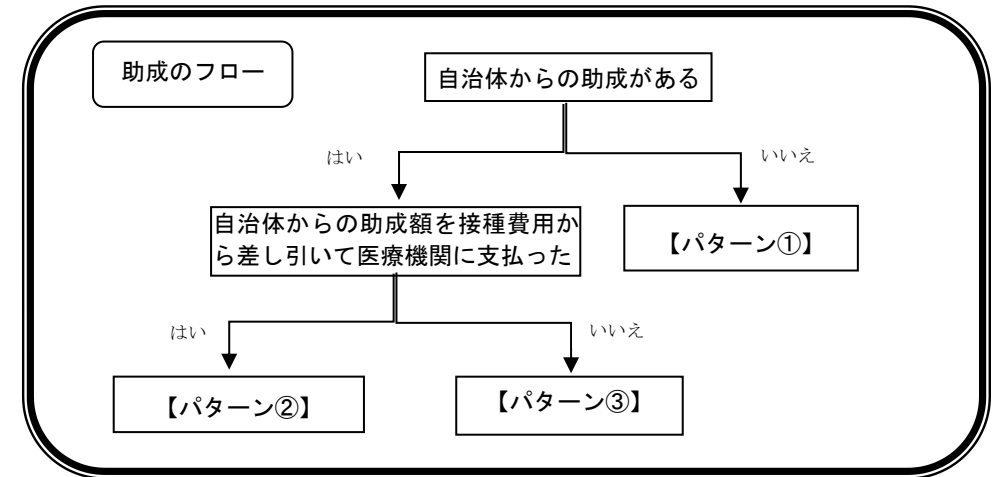
- ・ A区在住
- ・ 接種費用 3,600 円
- ・ 自治体からの助成額 2,000 円

(1) 医療機関窓口で自治体からの助成額を差し引いた費用を支払い、後日、委託業者に請求する場合【パターン②】

- ① A区の医療機関で予防接種を受け、接種費用 3,600 円のうち自治体からの助成額 2,000 円を差し引いた 1,600 円を医療機関窓口を支払い、1,600 円の領収書等を受領
- ②委託業者に領収書等の写しを添えて、WEB又は郵送にて請求
- ③後日、助成金 1,500 円を指定した金融機関口座で受領

(2) 医療機関窓口で一度費用全額を支払い、後日、自治体への請求額を差し引いた金額を委託業者に請求する場合【パターン③】

- ① A区の医療機関で予防接種を受け、接種費用 3,600 円全額を医療機関窓口を支払い、3,600 円の領収書等を受領
- ②自治体に領収書等(正)を添えて請求し、助成金 2,000 円を受領（請求前に領収書等の写しを保管）
- ③委託業者に領収書等の写しを添えて、自治体からの助成額を差し引いた金額を WEB 又は郵送にて請求
- ④後日、助成金 1,500 円を指定した金融機関口座で受領



3 自治体の助成券を利用する場合

(例)A区在住

接種費用 3,600 円

助成券 10,000 円分の助成券（500 円券×20 枚）を 5,000 円で購入（負担率：5,000 円／10,000 円＝50%）
（額面に満たない支払いに利用した場合、釣銭は発生しないものとする。）

(1) 自治体の助成券のみを利用するとき

助成券利用額：3,500 円

現金支払額：3,600 円－3,500 円＝100 円（釣銭が発生しないため、100 円は現金で支払い）

自己負担額：（3,500 円×50%）＋100 円＝1,850 円

組合からの助成額：1,500 円（1,500 円＜1,800 円）

(2) 助成券とは別に自治体から 2,000 円の助成が行われるとき（接種費用から自治体の助成を減じた額に対し助成券を利用）

助成券利用額：3,600 円－2,000 円－100 円＝1,500 円

現金支払額：100 円（釣銭が発生しないため、100 円は現金で支払い）

自己負担額：（1,500 円×50%）＋100 円＝850 円

組合からの助成額：800 円（800 円＜1,500 円）

※助成券購入金額が 0 円の場合（助成券が無料で配布された場合）については負担率が 0%（上記例では 0 円／10,000 円＝0%）となり、助成券の利用による接種費用に対して、組合からの助成は行わない。